

○奈良県警察技能指導官に関する訓令

(平成7年5月31日本部訓令第21号)

[沿革] 平成8年12月本部訓令第22号、9年8月第12号、14年2月第5号、16年3月第9号、19年3月第11号、4月第12号、20年3月第16号、21年6月第7号、24年3月第5号、24年6月第10号、25年2月第3号、28年7月第18号、29年3月第4号、4月第13号改正

(目的)

第1条 この訓令は、奈良県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）のうち実務経験が豊富で、かつ、警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を持つものを活用することにより、職員全体の技能及び知識の向上に資するため、技能指導官に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(技能指導官を置くことのできる所属)

第2条 技能指導官を置くことのできる所属は、専門的技能等の種別に応じ、原則として、別表のとおりとする。

(技能指導官の行う職務)

第3条 技能指導官は、命を受け、次の各号に掲げる方法により専門的技能等に関し、職員に対する指導及び教養を行うものとする。

- (1) 技能指導官を置く所属における、専門的技能等に係る後継者育成のための職場指導
- (2) 専科等の学校教養及び講習会並びに所属ごとに行う定期研修時教養等における講義又は演習
- (3) 事件、事故等の現場における実技指導
- (4) 前各号に掲げるもののほか、専門的技能等の継承のために相当と認められる方法

(技能指導官の指定)

第4条 技能指導官は、次の各号に該当する者のうちから、次条に定める選考を経て、警察本部長（以下「本部長」という。）が技能指導官指定書（別記様式第1号）及び技能指導官記章（別記様式第2号）を交付することにより指定するものとする。

- (1) 原則として、45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上の職員
- (2) 卓越した専門的技能等を有する者であって、他の職員の模範となり、かつ、指導力を有すると認められる者

(技能指導官の選考)

第5条 技能指導官を置くことのできる所属の長は、当該所属の職員のうちから、技能指

導官に指定することがふさわしいと認められる者を選考し、警務部警務課長との協議を経て、技能指導官指定上申書（別記様式第3号）により、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）を経由して本部長に上申するものとする。

（技能指導官登録名簿の作成）

第6条 教養課長は、技能指導官が指定されたときは、当該指定に係る者の所属、氏名及び専門的技能等の内容等を記載した技能指導官登録名簿（別記様式第4号）を作成するとともに、各所属長に通知するものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でないとは認められる場合は、この限りでない。

（技能指導官の活用）

第7条 技能指導官の活用に当たっては、教養課長及び技能指導官を置く所属の長とが相互に連携を図り、効果的な活用に努めるものとする。

2 各所属長は、第3条第2号及び第3号に定める技能指導官による指導又は教養を実施しようとするときは、当該技能指導官を置く所属の長にその派遣を要請するものとする。ただし、その指導又は教養が第3条第2号に定めるものであるときは、教養課長を経由しなければならない。

（技能指導官を置く所属の長の任務）

第8条 技能指導官を置く所属の長は、前条第2項に定める要請があった場合は、技能指導官の業務負担等を考慮し、当該要請が第3条第2号に定めるものであるときは、教養課長と協議の上、当該指導又は教養の実施の時期及び方法を定めるものとする。

2 技能指導官を置く所属の長は、技能指導官による毎月の指導及び教養の実施結果を技能指導官による指導・教養等実施結果報告書（別記様式第5号）により教養課長を経由して警務部長に報告するものとする。ただし、専門的技能等の種別により報告することが適当でないとは認められる場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成8年12月17日奈良県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年8月28日奈良県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成9年8月28日から施行する。

附 則（平成14年2月20日奈良県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成14年2月22日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成16年3月31日奈良県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日奈良県警察本部訓令第11号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成19年 4 月 3 日奈良県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成19年 4 月 3 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月21日奈良県警察本部訓令第16号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成20年 3 月28日から施行する。

附 則（平成21年 6 月23日奈良県警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成21年 6 月23日から施行する。

附 則（平成24年 3 月21日奈良県警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成24年 3 月26日から施行する。

附 則（平成24年 6 月14日奈良県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成24年 6 月14日から施行する。

附 則（平成25年 2 月14日奈良県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成25年 2 月22日から施行する。

附 則（平成28年 7 月26日奈良県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月15日奈良県警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成29年 3 月24日から施行する。

附 則（平成29年 4 月 7 日奈良県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成29年 4 月 7 日から施行する。

別表（第2条関係）

技能指導官を置くことのできる所属

技能指導官を置くことのできる所属	専門的技能等の種別
生活安全部生活安全企画課	犯罪抑止対策
	許認可事務
生活安全部人身安全対策課	人身安全関連事案への対処
	子供女性安全対策
生活安全部地域課	職務質問等による犯罪の取締り
	山岳遭難救助
生活安全部通信指令課	通信指令
生活安全部少年課	少年関係事犯の取締り及び補導等
生活安全部生活環境課	生活経済事犯の取締り
	風俗関係事犯の取締り
生活安全部サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪の取締り
刑事部捜査支援分析課	指名手配被疑者の追跡捜査
	手口分析その他情報分析
刑事部組織犯罪対策課	銃器関係事犯及び薬物事犯の取締り
	国際犯罪捜査
	暴力団対策
刑事部鑑識課及び科学捜査研究所	鑑識・鑑定
交通部交通規制課	交通規制・管制
交通部交通指導課	交通事故事件等捜査

(別記様式省略)